

災害の被災に係る 2024 年度春学期の入学料・授業料免除について

被災者救済のため、2024 年度春学期の入学料・授業料免除を「特別の事情」として、申込みを受け付けます。申請希望者は、経済支援係まで申し出てください。

【特別の事情】

前学期（新生は、入学した学期の申請に限り、入学前1年以内）^{【注1】}において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」^{【注2】}という）が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害^{【注3】}を受けた場合、入学料または授業料の納付が著しく困難であると認められる者

【注1】前学期とは、2024 年度春学期分申請については 2023 年 10 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間です。

入学前1年以内とは、2024 年度春学期分申請については 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの期間です。

【注2】学資負担者は同一世帯内の者に限ります。（留学生は日本国内に在住している同一世帯内の者に限ります。）

【注3】風水害等の災害とは、原則日本国内で発生したものと、公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等のとれるものです。

対象者：下表「**対象災害一覧**」に記載された災害により、家族が罹災し、経済的な援助が困難となった場合等（原則、罹災証明書の提出が可能なる者。提出不可の場合、応相談）で、入学料・授業料免除の「特別の事情」による申請を希望する者。

申請期限：**【授業料免除・入学料免除】2024 年 4 月 12 日（金）**

※ただし、入学料免除に申請をする場合は、**入学手続期間内に必ず入学手続前（時）の仮申請手続き**をすること。（詳細は入学手続書類に記載）

受付場所：学生センター2 階 経済支援係窓口（郵送による申請も可能）

※申請書類一式は 2 月下旬以降に学生支援課ウェブサイトに掲載するとともに、経済支援係窓口で配付します。申請書類を揃えるためにある程度の期間を要しますので、申請希望者は早めに申請書類を入手してください。

※やむを得ない事情により上記申請期限までに申請ができない者は、必ず期限前に学生支援課経済支援係までご相談ください。

（電話：045-339-3113、email：gakusei.keizai@ynu.ac.jp）

注意：「特別の事情」が適用された場合は、学力審査は行いません。経済審査は行いますので、**選考結果が必ず免除になるわけではありせん**。なお、「特別の事情」が適用されるのは、一つの災害被災につき**一回のみ**です。

対象災害一覧

災害名	2024 年度春学期「特別の事情」対象者	
	在学学生 (2024 年 3 月以前入学者)	新生 (2024 年 4 月入学者)
令和 6 年能登半島地震（令和 6 年 1 月）	○	○
令和 5 年台風 13 号に伴う災害（令和 5 年 9 月）	×	○
令和 5 年台風 7 号に伴う災害（令和 5 年 8 月）	×	○
令和 5 年台風 6 号の影響による停電（令和 5 年 8 月）	×	○
令和 5 年 7 月 7 日からの大雨（令和 5 年 7 月）	×	○
令和 5 年 6 月 29 日からの大雨（令和 5 年 6 月）	×	○
令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号による災害（令和 5 年 6 月）	×	○
令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震（令和 5 年 5 月）	×	○

※ 各災害の災害救助法適用地域については、[日本学生支援機構の Web サイト](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html)（<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>）で確認できます。なお、家族等が災害救助法の適用地域に居住していない場合でも、対象期間の被災に係る罹災証明書の提出が可能であれば、「特別の事情」が適用されます。

学務・国際戦略部 学生支援課 経済支援係

TEL：045-339-3113

MAIL：gakusei.keizai@ynu.ac.jp

WEB：<http://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/>

